

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年7月31日(水) 午前9時30分から午前10時30分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 18名、欠席 1名)】  出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席 2名)】  出席委員：12番小島隆委員、13番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席 20名)</p>
出席職員	舟本農業委員会事務局次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	18番 委員
	1番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて  
No.7～No.12 6件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて  
No.10 1件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.10～No.18 9件
- 報告第4号 許可処分取消申請について  
No.1 1件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3006 1件
- 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
No.4002 1件
- 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5026～No.5028 3件
- 議 第4号 農用地利用集積計画案について  
No.60～No.66 7件
- 議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.2 1件
- 議 第6号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について
- 議 第7号 農地法の規定による別段の面積（下限面積）の設定について

### 日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、16 番川合次夫委員 1 名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      また、本日は推進委員の 12 番小島委員、13 番山本委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第 1 = 議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、18 番上原委員及び 1 番藤田委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第 2 = 報告事項</b></p>
議長	<p>&lt;報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;                      報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1 頁をご覧ください。                      7 番根知地区の件ですが、山寺地内の 2 筆 158 m<sup>2</sup> について、山林原野になっております。                      8 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の 1 筆 81 m<sup>2</sup> について、住宅敷地になっております。                      9 番大野地区の件ですが、大野地内の 2 筆 7,220 m<sup>2</sup> について、ゴルフ場・駐車場敷地になっております。</p>

<p>議長</p>	<p>10 番磯部地区の件ですが、百川地内の5筆2,559㎡について、原野になっております。</p> <p>11 番青海地区の件ですが、田海地内の2筆1,575㎡について、工場・駐車場敷地になっております。</p> <p>12 番磯部地区の件ですが、仙納地内の1筆122㎡について、山林になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>10 番下早川地区の件ですが、西塚、東塚地内の11筆3,106㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>10 番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆1,872㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>11 番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,717㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>

	<p>12 番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の3筆1,962㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>13 番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目、寺島2丁目地内の3筆2,033㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>14 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の2筆1,594㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>15 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の4筆1,473㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>16 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の4筆2,255㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>17 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆1,175㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>18 番能生谷地区の件ですが、藤後、槇地内の21筆3,166.85㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理機構に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p><b>&lt;報告第4号 許可処分の取消申請について&gt;</b></p> <p>報告第4号 許可処分の取消申請について説明を求めます。説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>1 番糸魚川地区の件ですが、平成31年2月28日付け農委第3030号で許可された3条申請について、譲渡人が死亡し、交換しないこととなったため、許可申請の取消をしたいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長 議長	<p>認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p> <p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>3006番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆271㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、広域農道平牛上覚線近くの場所になります。譲受人は県外に居住し、申請地から遠く、耕作が困難なため、申請地に近い地区に住む譲受人へ譲り渡したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求</p>

伊藤主査	<p>めます。</p> <p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>4002番大和川地区の件ですが、竹ヶ花地内の1筆296㎡について、仮設事務所兼物置及び建築資材の一時置場のため転用したいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、糸魚川総合病院南側の場所になります。申請人は、建物の建築に伴い仮設事務所兼物置及び建築資材の一時置場としたいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c-(a)（一時的な利用に供するものであり、当該目的を達成するため必要である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b></p>
議長	<p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>5026番下早川地区の件ですが、新町地内の1筆45㎡について、住宅敷地拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、県道湯之河内梶屋敷停車場線近くの場所になります。申請人は、住宅敷地が手狭なため、申請地を譲り受け、冬季は雪捨場として利用し、その他の時期は花壇等住宅敷地して利用したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

	<p>5027 番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆1,873㎡について、土砂仮置場のための4か月間の賃借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、来海沢圃場整備地内の上の方になります。申請人は、新潟県発注の災害復旧工事施工のため、申請地を借り受け、土砂仮置場敷地としたいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c-(a)（一時的な利用に供するものであり、当該目的を達成するため必要である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5028 番青海地区の件ですが、今村新田地内の1筆356㎡について、携帯電話用通信施設新設工事用地のための8か月間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道今村大坪1号線沿いになります。申請人は、NTT ドコモ携帯電話用通信基地局を新設するため、申請地を借り受け、工事用ヤード及び資材置場として使用したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p>&lt;議第4号 農用地利用集積計画案について&gt;</p> <p>議第4号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。説明いたします。10頁をご覧ください。</p> <p>60番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆1,872㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>61番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,717㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>



	<p>62 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の2筆1,594 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>63 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の4筆2,255 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>64 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆1,175 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>65 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の4筆1,473 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>66 番能生谷地区の件ですが、藤後、槇地内の21筆3,166.85 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p> <p>議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>2番能生谷地区の件ですが、藤後、槇地内の21筆3,166.85 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>

議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小林主査	<p>&lt;議第6号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について&gt; 議第6号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。15頁をご覧ください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更について、3件の農用地区域からの除外、1件の農用地区域への編入の申請がありました。</p> <p>除外1件目について、四ツ屋地内の1筆179㎡を駐車場敷地としたいものです。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道下早川アワラ西側線沿いの場所です。申請人は、車6台分の駐車場が必要ですが、現在敷地内の空いているスペースにすし詰め状態で駐車している状況です。来年から自宅前の道路が拡張されるのに合わせて、道路と地続きで周辺農地に影響がないこの場所に駐車場としたいいものです。</p> <p>除外2件目について、中野地内の2筆90.24㎡を墓地敷地としたいいものです。地図のNo.7をご覧ください。申請地は市道東平線沿いの場所です。申請人は、現在申請人を含む4軒共同の墓地は、地滑り指定地域内にあり、墓にゆがみが生じていることから、駐車場付き墓地の新設計画により、道路に接し駐車場の確保ができる新墓地を新設したいいものです。</p> <p>除外3件目について、能生地内の2筆300㎡を住宅敷地の拡張したいいものです。地図のNo.8をご覧ください。申請地は農道梨平線沿いの場所です。申請人は、冬期間の雪処理場がなく困っているため、当該地を譲り受け、池を築造するとともに、花壇を設けたいいものです。</p> <p>編入については1件ございます。四ツ屋、西谷内、上覚、滝川原地内の17筆3,945.53㎡を編入したいいものです。地図のNo.9をご覧ください。申請地は広域農道上覚谷根線付近の場所と、市道赤沢線、中央線付近の場所です。申請人は、県営ほ場整備事業により、圃場の区画が整合され、将来の営農状況が良くなるため、編入したいいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	

片山委員	<p>中野の件ですが、お墓はいろんなところにつくれるのでしょうか。 また、現在、畑となっているところの入り口にお墓をたてたら畑が 使えなくなりませんか。</p>
小林主査	<p>お墓は手続きが必要で、環境生活課と連絡を取りあいながら、話を 進めています。また、向いにもお墓がありますし、お墓が家から見え ないなら問題ないとのことです。この畑はウド畑で、耕作者の方から 許可をもらっており、奥の畑につながる道路は残すので問題ないとの ことです。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり 承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第7号 農地法の規定による別段の面積（下限面積）の設定につ いて&gt;</b></p>
議長	<p>議第7号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定につ いて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。29 頁をご覧ください。 農地法施行規則第 17 条第 2 項により、空き家に付随する遊休農地 の下限面積について、遊休農地の解消と新規就農を促進するために適 当と認められる面積を別表のとおり定めるものです。 別表をご覧ください。2 番の農地法施行規則第 17 条第 2 項の面積 について、新たに大野地内の 2 筆を 1 m<sup>2</sup>区域に定めたいものです。空 き家に付随する農地について、区域の指定申請があり、荻野委員と現 地確認を行った上で、登録するのに問題ないと判断しました。 3 番の農地法施行規則第 17 条第 2 項の面積から除外する地域につ いて、西川原地内の 2 筆を 1 m<sup>2</sup>区域から除外したいものです。こちら については、5 月に 3 条の許可を得て、6 月に所有権移転が済んだた め、1 m<sup>2</sup>区域の登録を解除するものです。 以上で、説明を終わります。現地確認に同行していただいた荻野委</p>

荻野委員	<p>員から補足がありましたらお願いします。</p> <p>大野の国道沿いに空き家があるのは残念であり、空き家に住んで畑をしてもらえれば地区としてもうれしいものです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>ア 次期農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8/30(金) 午前9:30～ 201・202 会議室</li> </ul> <p><b>イ その他</b></p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>